健康はっぽう21ひろば

消費税及び地方消費税が変わります

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%に引き上げられます。

また、今回の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税転嫁対策特別措置法 によって、次のような措置が設けられました。

1 総額表示義務の特例

税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、税込価格による表示をしなくてもよいと する特例(表示例:100円(税抜き))。

2 転嫁拒否等に関する措置

事業者間の取引で、税率の引上げ分の転嫁を拒んだり、チラシや店頭で転嫁を阻害する表示を規制す る措置(例えば、「消費税は転嫁しません」等の表示)。

なお、詳しい情報は、国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」の 特集ページをご覧ください。

掲載場所:国税庁ホームページ

ホーム⇒(トピックス欄)「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」 URL: http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm

■問合せ先 能代税務署 ☎52-6111

県税からのお知らせ

◎個人事業税(2期)の納期限は12月2日(月)です

忘れずに最寄りの金融機関で期限内に納めましょう。 口座振替をしている方は、預金残高の確認をお願いします。

◎個人事業税の納税もぜひ口座振替で!!

公共料金の支払いと同じように、個人事業税も口座振替にしませんか。わざわざ金融機関へお出かけにな る手間が省けて、安全、確実です。

県内の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協などに預金口座があれば、どなたでもご利用できます。 秋田銀行及び北都銀行は、県外の支店でも可能です。(ゆうちょ銀行は利用できません) 詳しくは、下記までお問い合わせください。

■問合せ先 秋田県総合県税事務所納税部収納管理課 ☎018-860-3331 秋田県総合県税事務所 山本支部 **20185-52-6201**





Panasonic エルボート シロキ 八峰町八森字中浜 TEL77-2323·FAX77-2324

新車・中古車販売(国産全メーカー) 車検·定期点検·鈑金塗装

TEL76-2065 FAX76-3280 沢目駅前



八峰町愛育班をご存卸で

八峰町愛育班は、昭和51年に設立されて以来、 子どもや子育て家庭への声かけ・訪問を中心に、 町の母子保健事業への協力など様々な活動を行 っています。

また、地域のみなさんの健康づくりのため、 月1回愛育班員と保健師が集まり話し合いをし ています。

平成25年8月には、これまでの愛育班活動が 評価され、秋田県知事から『秋田県子ども・子 育て支援知事表彰』を受け、副賞として絵本を いただきました。いただいた絵本は、乳児健康 診査の読み聞かせの際に活用していきます。



〈絵本の紹介〉

- ・やさいのおなか ・10パンダ
- ・ハンバーグ ハンバーグ
- ・はらぺこあおむし ・のせてのせて

~ 主な要言処活動の紹介 ~



声かけ

今日もどこかで愛育班員が 元気に声かけをしています。



絵本の読み聞かせ

乳児健康診査(3~4・6~ 7・9~10か月児対象) の会 場で絵本の読み聞かせを行っ ています。



町の母子保健事業への 協力

離乳食教室や1歳児健康相談では、お母さんたちが安心して実習できるように、 また相談できるように、お子さんを見守ってくれます。

愛育班とは…

現在の天皇陛下ご誕生(昭和8年)を機に、当時ほとんど顧みられない状態であった 母子の健康と福祉向上のため「恩賜財団母子愛育会」が設立されました。「愛育班」は 地域の婦人たちが中心となり、近隣の妊産婦や乳幼児を見守り・助け・支え・母子の健 康づくりに貢献してきました。

現在では、22県154市町村にて約42,000人の愛育班員が活動しています。

■問合せ先 八峰町福祉保健課 健康推進係 ☎76-4608

13 広報はっぽう 2013.11月号 広報はっぽう 2013.11月号 12